



In depth

A look at current financial reporting issues

2021年5月13日
No. 2021-05

企業サステナビリティ報告指令に関する欧州委員会の提案

欧州委員会(EC)は、2021年4月21日、[企業サステナビリティ報告指令\(CSRD\)](#)に関する提案を公表しました。この提案により、ECはサステナビリティ報告を財務報告と同等のものとすることを目指しています。

現行法規(非財務報告指令(NFRD))では、特定の大規模な社会的影響度の高い事業体(public-interest entities)、および従業員数500人超の大規模企業グループの親会社である社会的影響度の高い事業体は、社会、雇用、環境に関する問題、人権の尊重、贈収賄および汚職の防止等に関する報告を行わなければなりません。ECは、NFRDが非財務報告の利用者(投資家、非政府組織(NGO)、社会的パートナーおよびその他の利害関係者など)の情報ニーズを満たしていないと考えています。ECの提案には、サステナビリティ関連の非財務情報を利用者に報告する必要のある企業が当該情報を必ず報告すること、また報告された情報に目的適合性、比較可能性、信頼性があり、アクセスや使用が容易であることを確実にするために、現行の非財務報告義務の改訂が含まれています。

このような状況を背景として、CSRDの提案には以下の主要な側面が含まれています。

- **範囲の拡大:** ECの提案は、サステナビリティ報告の要求事項の範囲を大幅に拡大しており、以下の企業が追加のカテゴリーとして含まれることになる。
 - 欧州連合(EU)規制下の市場におけるすべての上場企業(従業員数500人超という閾値は設定しないが、小規模な上場企業は除く)は、CSRDの範囲に含まれることになる。これには、非EU発行企業、すなわち、EU域内に登記上の事務所を有さないがEU規制下の市場に上場している企業が含まれる。
 - a) 貸借対照表の総額が2,000万ユーロ超、b) 純売上高が4,000万ユーロ超、c) 平均従業員数250人超(CSRDの下では「大企業」と定義される)という3つの要件のうち少なくとも2つに該当するすべての非上場企業はCSRDの範囲に含まれることになる(従来は範囲に含まれていなかった)。
 - さらに、連結ベースで上記の会社規模の要件のうち少なくとも2つを満たす企業グループのすべての親会社はCSRDの範囲に含まれることになり、グループ全体のサステナビリティ情報を報告することが要求される。

In depth

1

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

金融機関および保険会社(協同組合銀行および協同組合保険会社を含む)は、関連する会社規模の要件を満たしている場合は、有限責任会社でなくともCSRの範囲に含まれます。現行のNFRDの下ではEU企業11,000社が影響を受けるのに対して、50,000社近くの企業がCSRの影響を受けることが見込まれます。

拡大した範囲には、第三国(すなわち、EU域外)に親会社がある在EU子会社/サブグループで、上記の会社規模の要件を満たすものも含まれます。

本提案では、在EU子会社/サブグループに対して、以下の場合に新たな報告義務を免除する可能性を検討しています。

- 在EU子会社/サブグループが、親会社の連結ベースの経営報告書に含まれている場合
- 連結ベースの経営報告書が、サステナビリティ報告基準で要求されている方法と同等とみなされる規制の下で作成されている場合(下記参照)

ECには、どのような規制が同等とみなされるかを決定する仕組みを確立する権限が与えられます。同等性を判断する要件はまだ開発されていません。

- **より詳細かつより標準化された報告義務:**最初に、本提案では、ダブルマテリアリティの原則が適用されることが明確にされている。当該原則は、企業が、以下の必要な情報を報告することを意図している。
 - サステナビリティ問題が企業の財務成績、財政状態、発展にどのような影響を及ぼすかを理解するために必要な情報
 - 企業がサステナビリティ問題に及ぼす影響を理解するために必要な情報

企業は、それぞれのマテリアリティ自体の観点から考える必要があり、双方の観点から重要性がある情報、および、一方の観点からのみ重要性がある情報を開示する必要があります。さらに、企業は、このような重要性がある問題を識別するプロセスを報告することが要求されます。

- **サステナビリティ報告基準:**報告義務の内容は、環境、社会、ガバナンスの要件に関する別個のサステナビリティ報告基準を通じてさらに特定化され標準化されることになる。これらの基準を開発するにあたり、ECは欧州財務報告アドバイザリーグループ(EFRAG)の助言を受けることになる。EFRAGからの助言は、「公的なデュー・プロセス」に基づいて行われる。サステナビリティ報告基準ではダブルマテリアリティの原則を考慮している。それと同時に、ECは、サステナビリティ報告と会計に関する国際的な基準設定の取組みを検討する予定である。この文脈において重要なことは、CSRは、国際的な基準の開発を含む関連する開発を考慮するために、ECが少なくとも3年ごとに基準を見直すことを規定している。
- **タクソミー規則:**CSRの範囲に含まれる企業は、[タクソミー規則第8条](#)に基づく報告義務、すなわち、生態学的に持続可能な(「グリーン」)売上高、資本および営業費用に関する決定事項および開示を遵守しなければならない。
- **経営報告書の必須部分:**本提案では、要求される情報が別個の報告書で報告される機会が排除されているため、サステナビリティ報告は(連結)経営報告書の一部となる。
- **デジタル報告形式:**企業は、(連結)財務諸表と(連結)経営報告書を機械読み取り可能な形式で作成し、報告されるサステナビリティ情報にタクソミー(今後、開発予定)に従ったタグ付けを行うことが求められる。また、これらの要求事項を、公開企業情報のためのEuropean Single Access Point(設置予定)に入力する必要がある。
- **サステナビリティ報告に対する保証義務:**報告されるサステナビリティ情報について保証義務が導入される。当初は、サステナビリティ報告基準への遵守を含む、企業のサステナビリティ報告に対する限定的保証となる。また、限定的保証で十分かどうか、合理的保証まで拡大する必要があるかどうかの検討が3年後に行われる予定である。CSRは、監査役や監査法人以外の独立した保証業務提供者にサステナビリティ報告の保証を行う権限を与えるという選択をEU加盟国に提供している。これは、サステナビリティ報告に対する保証について、企業が保証業務提供者をより幅広く選択できるようにすることを意図したものである。
- **監査委員会による報告のモニタリング:**本提案は、社会的影響度の高い事業体それぞれに対して、サステナビリティ報告の監査に関する特定の業務を委任する監査委員会を設置すべきとしている。
- **サステナビリティ報告に対する法執行の拡大:**本提案は、財務報告に関する現行の法執行システムの適用をサステナビリティ報告にも拡大することを規定している。

In depth

2

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

適用日および次のステップ

本提案は欧州議会および理事会で議論される予定です。これと並行して、EFRAGは、サステナビリティ報告基準案の最初のセットに係る作業を開始します。

本提案に従い、CSRDの規定をEU加盟国の国内法に導入する適用プロセスは2022年末までに完了しなければなりません。

報告義務は、まもなく2023年1月1日以後に開始する事業年度に適用されます。まだ開発されていない欧州サステナビリティ報告基準では、比較情報の表示の必要性について対応される可能性があります。CSRDの対象であるが「大企業」とみなされない企業(すなわち、中小上場企業(SME))に対しては、報告義務はこの3年後に開始される予定です。

報告義務を規定したサステナビリティ報告基準の最初のセットは2022年秋に、2番目のセットは1年後に公開される予定です。さらに、中小企業の能力や特性を考慮したサステナビリティ報告基準が、2023年秋までに策定される予定です。

新指令案の全文は[こちら](#)からご確認いただけます。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.